

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
護送車	<p>法務省、検察庁、警察庁及び都道府県警察等において使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 護送任務を遂行するために必要な特種な設備を有すること。</li> <li>2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</li> </ul>